

# 議会改革検討調査会記録

1 日 時 令和2年3月2日（月曜日）  
開 会 午前10時57分  
閉 会 午前11時48分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 14人

座 長	江 西 照 康
副 座 長	松 井 邦 人
委 員	久 保 大 憲
//	泉 英 之
//	上 野 蛭
//	木 下 章 広
//	押 田 大 祐
//	高 田 真 里
//	高 道 秋 彦
//	大 島 満
//	松 尾 茂
//	尾 上 一 彦
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

**【議会事務局】**

事務局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課主査	酒井 優

## 6 協議結果について

### 1 議員間討議の制度化について

(提案の趣旨：議案の審査の際に、議員間討論を加えることによって、議論をより深める。)

意見の一致は見られなかった。(市議会の現状として、相反する意見を集約することが難しく、仮に制度化しても効果はあまりないという意見や、議員間討議の制度化以前に、まずは議論すべき事柄について議員間、会派間で意見交換するべきであるという意見があった。一方で、議員間討議の制度化により、議員がどのように考えて賛否の判断を行ったのかがよりわかりやすくなるという意見もあった。)

### 2 その他

議会改革検討調査会規程の一部改正(委員の選任、代理出席について)の議論をしている際に、下記のような意見・要望があった。

- 議会改革検討調査会には全会派から議員を選んでほしい。
- 現在の定数を維持するのであれば、市議会の会派構成も考慮した委員構成にしてほしい。
- 現在の定数では議論が発散することが多く、定数の削減を検討してほしい。

## 7 会議の概要

座長 　　少し早いですがけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから議会改革検討調査会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（5名）について許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 　　まず、調査会記録の署名委員に松尾委員、尾上委員を指名いたします。

本日の協議事項は議員間討議の制度化についてであります。

なお、提案会派からの資料については、委員の皆様には事務局から事前に配付させていただいております。

それでは、日本共産党から提案理由の説明をお願いします。

赤星委員 　提案した理由は御説明するのですが、この提案をしたのが何しろもう大分前になりますので、この項目が今になって協議事項となった経緯を座長から御説明願えますか。

座長 　　御存じのとおり、最初に各会派から本調査会

で議論すべき内容を提出していただいております。概ねこれ以外のことについては何らかの協議はしてきたわけですが、これが残っているものです。

赤星委員はどうしてこれが今になってという思いなのかもしれませんが、この2年間ずっと勉強してきた中で、この議員間討議というものはどちらかというと議会基本条例の中身の1つというか、その中で扱われることが多いので、単独で議論することについてしっくりこないところがあるのかもしれませんが、単純にこの議員間討議について議論されずに残っているということでもあります。以上でよろしいですか。

赤星委員

はい。議会改革検討調査会ということですので、改選後にさあこれからみんなで改革するぞという時点において、議会報告会や議会モニターなどとセットで提案させていただいたうちの1項目ということを、まず御理解いただきたいと思います。

その上で、これまで議会における議案審査などについては、提案された市当局側から提案理由説明などがあって、それに対して議員側からそれぞれ質疑をして、賛成か反対かの討論を行って、表決・採決という流れになって

おります。

これだけでいいのかなということで、議員間討議については市当局からの説明を聞いた上で、議員同士でもっと議論を深めて、その議案についてどのように議決したかのプロセスをオープンにすることで、住民の皆様への説明責任をより果たす、そういう必要があるのではないかと思うことから提案させていただきました。

議会が持つ権限の中で一番大きな権限は議決権と言われております。例えば先日こういう事例がありました。ある住民の方が会派に訪ねて来られて、どうされたのかとお聞きすると、市の広報と一緒に配られた議会だよりに記載されている、ある議案の内容が分からないと。これがどうして可決されたのか分からないから調べに来たとおっしゃいました。

そういったことについて住民の皆さんにもっと分かりやすくするためにも、議員間討議の制度化が必要だと思っておりますので、皆さんの御意見をお聞かせいただければと思います。

座長

ただいま赤星委員から提案理由の説明がありました。市当局から出てくる提案に対して議員同士で一度もむべきではないかというふう

な趣旨、目的であるということです。それでは、各委員の御意見をお伺いしたいと思えます。

村石委員

結論から言いますと、議員間討議をしたほうがいいと思えます。それは議員がどのように考えてどのように議会で表決したのかということが市民に分かりやすくなることから、実施したほうがいいという結論です。

その中で、今日配られている資料のうち会津若松市議会の「議決責任と議員間討議」という資料の2ページを見ていただければイメージが分かると思えます。会津若松市議会の場合は、赤星委員が言われたこととちょっと違うのですけれども……

(「何ページですか」と発言する者あり)

村石委員

事前に配付された会津若松市議会の資料の2ページ、上段の囲みの部分です。議員間討議導入後の部分について、議案の内示を受けて、議員個人が議案内容の事前調査・検討や課題・論点の洗い出しをして、議員間討議をするかしないかという一連の流れがいいと思えます。

したがって、議案全てについて議員間討議を

するのではなくて、内示を受けた議案についてそれぞれが調査・研究し、この点についてはみんなで討論したほうがいいのではということで合意を図って、委員会の中で自由討議をするということになると思います。

ただ、現在は議案の内示が本会議開会日の1週間前であることから、一般質問を考えるなどいろいろしなければいけません。内示を受けた議案の調査・研究をして、議員間討議をしたほうがいいのではないかなどを決めるには期間的な課題もあるのかなという気はしますが、こういう制度を設けることが必要だと思います。それが議会基本条例なのか、規則なのか、申合せ事項なのかは各議会でいろいろ違いはあるようですので、何々で決めなければいけないということまで言いませんけれども、議員間討議については制度化した方がいいということです。

座長

村石委員は制度化に賛成であることと、この膨大な量の議案をどうするのかについては、一部をピックアップして行うということと、委員会の中において議員間討議を実施すると。手法についての提案まで踏み込んだお話がありました。

それに対してほかの御意見はありませんか。

押田委員

おっしゃったことは十分に分かるのですが、実際にそれを導入した際に、どのようなことが予想されるかということを考えてみると、今の富山市議会ですらそれだけ議論を積み上げることができるのか。議員間において相反する意見があったときにお互いで譲り合ったり話し合ったりするということが現状でできるのか。いたずらに審議を延ばす形にもなりかねないのではないかという疑念が私の中にはあります。

例えば、政務活動費の使い方一つにしても、たった一文の解釈が全く、180度以上違うような—180度以上というのはおかしいかもしれませんが、そのくらい解釈が違うという中で、様々な議案について討議すると、言ってみれば相反することばかりで、むしろたたき合いというか誹謗中傷をし合うことになることも予想されるのではないかと思います。

座長

現状を見ると、会派間においても、同じものを見ていても全く違った視点が色濃い、大変強いという中で、誹謗中傷の場になると。これは以前、議会基本条例の研修会の中で廣瀬先生も言っておられましたが、議員間討議をやっているところで誹謗中傷の応酬になっ

てやめていくところが大変多いというふうなことも御自身の調査結果として報告されてきました。そういうことを懸念するので慎重に考えるべきではないかということでもあります。

久保委員

この議会改革検討調査会の前提にもなるのですけれども、先ほど赤星委員が議決権は議会にとって大変重要だということをおっしゃられて、私も同じだと思っています。この考えの根幹というのは、個々の議員の指摘や提案に対して市当局は真摯に受け止めて対応することであったり、附帯決議や決議の多くは法的拘束力を持たないのですけれども、議会としての意思決定である決議について市当局に従わせようと。こういうことをどんどん強化していこうではないかということで協議があるのだと思っています。

その前提で、議員が決議を全く無視しているような状況というのは、その根幹を揺るがすような問題です。これは大変問題であるということから、当然こういうことに関しては、議決を大切に守っていこうということは前提になると思います。

自民党会派の議員は今18人おりまして、本当に多様な意見があります。その多様な意見の中で、当然会派の中でも調整しますし、も

のによっては会派を超えて調整することもあります。ですので、この議員間討議というルールは新しい機能であるとは実は私たちは思っていないくて、今までもやってきていることではないかというふうに考えています。

ただ、議員間討議に関しては信頼関係が絶対的な前提条件です。この信頼関係を構築していくためには、まずお互いの立場を理解して、お互いの立場を尊重するということが重要で、相手の意見を受け入れながら合意形成を図っていくという作業になるのだと思っています。当然、私の場合でも会派内で私の主張が100%認められるということは少ないですし、時には意に沿わないことに従うことにもなりますが、その不都合は議会に限らず組織に属する以上は当然のことだというふうに思っています。

問題は現状において、こういった信頼関係が会派を超えて議会としてあるのかどうなのかということ考えたときに、自分の意見に沿わないものは最後まで合意形成を図らずに議論が平行線で終わってしまうということが続いておりますので、この時点では仮に導入したとしてもほぼ効果はないのではないかなというふうに思っています。

さらに、もう1点言わせていただくと、自転

車条例案に対する意見や質問を見させていただきましたが、一厚生委員長、副委員長も本日同席しておりますが一事務局も加えて大変丁寧に議論をしながら意見を聞いたと。それに対して、議員として報酬ももらって政務活動費も支給されているにもかかわらず、調査もほぼ一切せずに、数字や根拠だけを質問として挙げてくるというようなものがあります。

例えば、この程度のレベルでは討議にならない、やはり自分がしっかりと問題点を洗い出して根拠を調査して、自分なりの結論を見いだして意見として表明するということがしっかりとできないうちは、討議というもののレベルにまで達しないのではないかと。そうすると、せっかく制度を定めても形骸化して潰してしまうと、後々の議員の皆さんにあしき前例をつくってしまうことになりますので、私は今の時点では時期尚早ではないかなと思います。

座長

討論が大切なのは理解していて、現在会派の中でも施策の討論をしていると。ただ、久保委員からはそこら辺りが限界だという点が1点と、勉強不足で議論に参加していると一これは廣瀬先生も言っておられました。その場

のちょっと刹那的な表現が出てくるなどして、議論が滞ってしまうことがあることから、反対であるというふうな意見であります。

泉委員

今、自転車条例案の話が出ましたが、仮に自転車条例をそのまま議員間でつくって提案しても、やはり市当局の理解が得られなければ何もなりません。

これはひしひしと感ずるのですが、村石委員は期間的な課題があると言でさらりとおっしゃいましたが、現状では1週間しかないわけですよ。つまりは、我々がもし3月定例会を遅らせる、4月に持っていくのかということになってしまうと思うのですよ。

そうなってくると前倒しして、要は議会として来年度の予算案を1月中にまとめてほしいと強引に求めていいのかという話になってしまうので、もう少しそういったところについても考慮を……。これは単なる課題ではなく難題であると思いますので、まずは時間軸が足りません。そういうところをクリアしていかないと、これをこのまま進めるとしたら市当局がすごく困ると思います。

そういう意味も含めて、予算審議をする前に3月定例会に上程するには、いつ頃までに予算案を取りまとめてという手法が市当局全体

で変わってしまいます。そういったところもきちんと考慮しないと、軽々に取り上げるべき問題ではないのではないかというのが私の感想です。

座長

泉委員は討論をする前に勉強が最低限必要だと一今の久保委員の流れをくんだところでのスタートだと思います。そうであれば、現実的に今のスケジュールではとても無理だという思いですね。どちらかという現実的に難しいだとか、やっても意味がないのではないかという意見が多く出ていますが、その他の御意見はありませんか。

私は日頃なら当てることが多いのですが、今日は議員間討議をテーマとしておりますので、手を挙げない方には当てませんので。

赤星委員

皆さんの御意見を伺いまして、時間軸ということについては、例えば予算案などが発表されるのは確かに定例会開会日の1週間前ですけれども、実質的な審議は常任委員会や予算決算委員会・分科会でそれぞれやることになっておりますので、先ほど村石委員から御紹介いただいた会津若松市議会のように、それまでに議員個人としてまず議案の内示を受けて、議案内容の事前調査などを検討して、課

題・論点を洗い出した上で委員会において議員間討議にかけると。

それぞれの議会でいろいろなやり方をとっておられるようで、委員会で通常の市当局側と質疑応答をした後に、ここからは議員間討議をしますと切り替えて、その中で市当局に退席していただくのか、あるいは途中で質疑をしたい場合も出てくるのでそのままいていただくのか、実際にいろいろなやり方があるので、時間軸の問題については工夫ができると思います。

問題は最初から対立するとか、たたき合いになるとか、そういうことを怖がるのではなくて、とにかくやってみましょうと。これまでですと会派ごとや議員ごとに、ほとんど委員会出席前から会派で相談をして、この議案には賛成、反対とほぼ決めている状況が多いのです。

ただ、議員間討議を経て、自分は最初は反対だったけれども、ほかの人の意見を聞いてみたらこれはここまでは譲れるとか、そういうふうに討議を経て市民にとってよりよい結果を導き出すということが一番の目的だと思います。今日は合意に至らなくても今後また前向きに捉えて考えていただければと私は思います。

上野委員

今ほど赤星委員が言われたとおり、導入されている議会の中でも、本会議で行うのか委員会でやるのかというシステムだけでもそれぞれ随分と差があるのではないかと考えています。

会津若松市議会はあくまで一例ですが、こうした論点の洗い出しなどを経ないと何でもかんでも議論しなければならないのかということになりますので、制度を導入された際に、こういったシステムを導入するのか、課題等も洗い出して、結局は後にも話し合いをしないといけないとは思いますが、まずは赤星委員が言われたとおりプロセスを開示していくということは私は重要ではないかと思っていますので、議員間討議については行うべきだと考えています。

座長

プロセスを開示すると。これは赤星委員が最初に提案されたときの話ですが、その部分についてですね。それ以外のことはさておき、やるべきだという御意見ですね。

泉委員

今、時間軸の話をしたのですが、私が一番疑問に思うのが、取り上げるべき課題—誰が提案してどのようなプロセスでそれを取り上げるのかということところです。共産党さんから提

案されていますので、その辺についてどのように考えているのか具体例をちょっと伺いたいのですが。

赤星委員

具体例については今日特にこれというものはありませんが、そうおっしゃるのなら先ほどちょっと御紹介しました、市民の方がこれは何かと、条例案の名前が議会だよりに書いてあったけれども内容は何で、どうやって決まったのかと来られた事例を御紹介します。

それは市長など特別職の給与、ボーナスの引上げの条例でした。条例名だけが書いてあって中身が分からない、どうして可決されたのか分からないと来られましたので、私の会派はこういう理由で反対討論をしたのですよと討論原稿をお渡ししました。

例えばそういう問題について議員側からこれを市当局に質疑をした上で皆さんと意見交換してみましようという提案があったら、それを議長、委員会であれば委員長に提案して、ほかの委員からほかの議案の提案があるかもしれませんが、議員間討議に諮ろうと委員会で諮って決めればいいのだと思います。

座長

赤星委員は実際に討論を出しておられましたよね。そのことについて、その前に議員間討

議をしていけばよかったのではないかと、例えるならばそういった事例ということです。

泉委員

そこが問題なのです。現在、議員は37人いますから、一人一人提案すると、誰の提案を取り入れるのかという議論がいる訳です。だから時間軸があるのかと。つまり私は中山間地の問題を提案して、赤星委員は今言われた市長の給与等について提案するとします。そうすると、どういったプロセスでその議員間討議に至るのかというところが私には見えてこないのです。議会ですから、結局は過半数で決めるということになると思います。

ですから、そういったシステムを考えないで、ただ導入してほしいでは、結局は何の目的があるのか分からなくなります。今ほどおっしゃった、市民の方が来て分からないから調べてほしいと言われた場合には、赤星委員は実際に質問をされているわけですから、私はこういう質問をしたのだけれども、結局は過半数によって可決されましたという説明をしてあげればいいだけの話だと思います。提案の具体例が私は理解できないところがあるのですが、いかがでしょうか。

村石委員

今ほど泉委員から具体例ということがありま

したけれども、私の思った具体例を申します。厚生委員会の環境部所管分だったと思うのですが、森市長が外国に行くための旅費の予算が計上されました。それについて委員から、なぜこの時期にこれだけの予算を使って外国へ行く必要があるのかというようなことで、すごく細かく、一生懸命に市当局へ説明を求めたということがありました。

市民の方から市長が外国へよく出張しておられますねということを知るので、例えば議員間討議があれば、やはり今後外国へ出張する場合には、なぜそこへ行かなければならないのかということをもっと詳しく検証して議案を提案してほしいという附帯決議をつけられたかもしれません。これは仮定の話ですが。

そういう意味では、みんなで話し合っただけで議案を検証する、討議する、そういうことがたまにあると思うので、制度としてあったほうが良いと思っています。

押田委員

今の旅費の話は一例だとは思いますが、それはその委員会で市当局も明確な理由をきちんと説明していて、それ以外に疑うような形で議員が話をするのが果たして正しいのか。議案を通すか通さないかということが私たちの

仕事であって、うわさスズメのように「大丈夫なの」という話はするべきではないかなと思います。

同時に、先ほどの赤星委員のボーナスの上げの話も一例だと思いますが、この問題は議員間討議というよりも、市民への情報開示という内容が非常に強いのかなと。村石委員もそうなのですが。議員間討議は1つのものに対して、話し合うことによって何かを進めていこうというものであって、市民に分かるプロセスだとかというよりも、それは情報開示として、また別の問題だと思うのですが、どうでしょうか。

座長

情報開示とはちょっと違う部分もあるのだと思います。ただ、赤星委員と村石委員は今の給与や外国に行ったりということに対して、押田委員はうわさスズメという言葉を使ったのですが、一般的にそういった感覚で、うっかりしてしまうと誤解を受けやすい部分についての討議をしようという御提案なわけがあります。

久保委員

事前にルール化しなくても、要は会派を超えて信頼関係をつくりながら自分たちの主張について賛同してほしいとか、こういうところ

が問題だから委員会で取り上げるときに協力して調査してくれないかとか、例えばそういうことは自発的にできることなのです。

この議会改革検討調査会をやっていて私が常に思うのは、そういった自助の努力を一切合切無視して、そういったことをせずに、ただルールをつくれればいいじゃないかという議論に終始するのは一両方の努力をしていくべきであって、ルールさえあればできるというふうに思われているのは、まだまだ議員の資質として議会が足りていない部分なのだろうなと思います。

その上で、先ほど村石委員が言われた、細かく市当局に対して聞くということは市当局に対して緊張感を持たせます。簡単に議案を出したり予算をつけたりすると、議会や委員会の場で追及をされると。だからしっかりと説明ができる予算にしていこうではないか、説明ができないものはやはり予算化するべきではないのではないかと、そういった緊張感が生まれます。これは議員間討議ではなく一討議があったら市当局にどうかなるわけではないと思いますので、ここに関しては、議員が力をもっとつけていくべきだと思います。

その上で、例えば議員間討議をして附帯決議をしましようというような話があったときで

すが、議会が市当局に対して附帯決議したところで、今の富山市議会の附帯決議を市当局がまともにきちんと聞けるかということ、申し訳ないですが今の議会の状況を見たら、自分たちの議決すら守らない者たちが市当局に附帯決議をしたというふうに見られるようでは、効果は全然薄いと思います。

私たちは議決をしっかりと受け止めて、まず議員が議決というものを率先して守っていくという姿勢をつくった上でこういった附帯決議につながるような一議員間討議はそれが終わった後の次のステップだというふうに思いますので、今の時点では時期尚早だと、つくったところでなかなか効果がないと思います。

座長

現状では、議会として合意形成を図ろうとある程度多数で決めた内容についてもそのとおりに行かないことがあると。そういった状態では、討議そのものの存在価値が危ぶまれるのではないかというふうな趣旨の御意見だと思います。

泉委員

もう1点だけ指摘したいのは、一般質問との整合性と言ったらおかしいのですが、今、村石委員がおっしゃったようなことを一般質問で行えばいいだけの話であって、なぜ議員間

討議をするのか。

例えば、一例を出されましたので言いますが、私はそういった話を村石委員の一般質問で聞いたことがありませんし、そういったものの整合性みたいなもの、要は個々でやるべきものは個々でやる、全体を照らし合わせてやるべきものは全体として大事なことであろうと。これは会派だとか支援団体とかではなくて、富山市議会全体のものとして議員協議会もありますし、各委員会でも話をするところがある。だから、その中において、この議員間討議というものの必要性をちょっと考えておかないといけないのではないかというのが私の意見です。

座長 村石委員はいかがですか。

村石委員 泉委員が言われていることはちょっと違うと思うのですが、国会でも議案が出たら議員間で調整を図って討論をして、附帯決議というものをつけています。それはあくまで議決権として、附帯決議は法的な拘束力はないのですが、ただ、その条例や法律は通しますけれども、こういうところをきちんと注意して運用してくださいという附帯決議というものがあるわけです。

ただ、今の富山市議会の議論の中では、委員会の委員が相互に議論をして、これはやっぱり今後はこういうような議案については慎重に対応してほしいなどということを経帯決議とすることを委員会を決めましょうというシステムがないので、議員間討議のシステムをつくっていただきたいという意味なのです。

座長

村石委員、今の質問に答えられていないと思います。市当局に対して疑問を持ったときに御自身が市当局に対してそれをただす行動を、どうして前に出さないのかと。どうして横を向いて議論するのかということを経帯されたと思うのです。それに対する回答は。

村石委員

私は常に委員会で発言をして市当局に問いただしています。それはあくまで議員と市当局との質疑応答なのです。

私が言いたいのは、議案を出す場合に今後はこういうことに気をつけてほしいということを経帯として附帯決議をする際に議員同士が討議したほうがいいのではないかという主張です。

上野委員

少し遡る形になって申し訳ないのですがけれども、議員間討議について会津若松市議会が一

例であると言ったのですが、委員会、議会によっては事前に論点整理をして事前提出を求めている議会も中にはあります。

具体的な議会名は今ちょっと思い出せないので、事前に書面で提出して精査をして、議員間討議をするという方法をとっておられる議会もあるので、手法についてはまだ議論の余地があるのではないかなと考えます。

座長

上野委員、今の発言を確認させてください。今も論点整理されたものが提出されていると思いますが、どういった事例で意味が分からないものが出されて、日頃困っているということでしょうか。発言の趣旨を教えてください。

上野委員

会津若松市議会の場合は恐らく事前に書類を出すのではなくて、その場で論点を出して精査をして、争点があれば議員間討議をするという流れになっているのですけれども、会津若松市議会以外では委員会が始まる前に事前にこういった論点があるのではないかといった課題を書面で提出して、その議会によると思いますが、例えば議長なり委員長なりがそれを精査して、委員会で議員間討議をするという議会もあるはずです。

座長 上野委員の意見は分かりました。ただ、今までの議論の中では、議員間討議が始まった後、うまくいっていないからどうしようかという話であって、制度上の話にはまだ至っていないと思います。その点を今こうしたらいいのではという、整理的な話をお話しになったと思います。それは間違いないですね。

(「はい」と発言する者あり)

座長 そもそも、この議員間討議というものをどうするかということに対しての意見をお聞きしているわけでありまして。  
そのほか意見はございませんか。

松尾委員 皆様の意見もお聞かせいただいた上での発言なのですが、市当局から出された議案に対して議員間でいろいろと議論をして、その議論を基にそれぞれが個々、会派ごとにおいてしっかりと市当局と対峙していくということは非常に大事なことだというのは理解できますし、しっかりとやっていかなければならないと思いますし、現在もやっていることかなとも思いました。  
そういった意味で、ちょっと物理的な問題もいろいろと指摘されていたようですけども、

制度化という部分で少し難しいな、そこまで必要なのかなと。現在の会派の在り方—うちの会派においてもまだまだしっかりと議論をした上で明確な意見というものをしっかりと提示しなければならないと感じましたし、他会派の皆さんとも自ら出向いて意見交換をしっかりとすべきだなということも思いました。また、委員会というもので、もっともっと活発な思いや自由に発言をするといった環境も必要だなと思いました。

話はちょっとずれるかもしれませんが、自分が議員としてしっかりと議論をすることであれば、公明党会派としても提案していますが政策検討会議というものがあります。今、自民党会派から提案のあった自転車条例を制定するためにみんなで議論をして、議会からしっかりと政策を提案していくと。そういうことであれば非常に素晴らしいことだし、ぜひやっていくべきだなと思ってはいたのですが、この議員間討議の制度化についてはすごく慎重にならざるを得ないなと。すぐに制度化しましょうという問題ではないなと感じています。ちょっと抽象的な意見かもしれませんが。

座長

大変分かりやすかったです。現時点で議員間討議を制度化するのではなくて、意義は分か

るけれども、それ以前に各会派なり個人でもっと勉強をすべきであろうという思いをお持ちだということだと認識しました。

赤星委員

厚生委員会において自転車条例案を一生懸命検討してこられたわけですが、あの場面でもう既に議員間討議がなされていた実例があると思います。市当局や参考人の方から御意見を伺った上で、例えば市民生活部は退席していただいて、机をコの字型にして委員の皆さんで意見交換をされていましたが、あれがまさに委員間討議だと思います。

今回は条例の提案という目的でそれをやっておられましたけれども、これを当局から提案された議案の中でピックアップしたものについてもできるようにしてはどうかという、そういう趣旨なのです。

座長

趣旨は皆さん理解しておられると思います。それでは、新しい意見も出てこないようですので、今ここまでで議論させていただいた内容を、そのとおり議長に報告させていただきたいというふうに思います。それでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。

次に、富山市議会改革検討調査会規程の一部改正についてであります。

このことについて、お手元に資料を配付してありますので御覧ください。

まず、委員の選任について、本調査会規程の第3条では、「委員は、各会派から議長が選任し」と定めていますが、実際は世話人会において定数及び会派間の割り振りを協議した上で委員を内定しており、現在も全会派の議員が本調査会の委員になっているわけではありません。

また、代理出席について、本調査会規程の第11条では、「委員の代理出席は、これを認める」と定めていますが、実際の運用としては他の会議と同様に、原則は委員本人が出席するものであり、病気等で当日やむを得ず欠席する場合、代理出席は同一会派内からのみとしています。

したがって、お手元に配付の新旧対照表のとおり、第3条については条文から「各会派から」という文言を削除すること、第11条については条文に「同一会派からのみ、」という文言を追加すること、以上の2点について現在の本調査会の運用に即して本調査会規程

を一部改正したいと思いますが、このことについて何か御意見等はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

座長           なしですね。

久保委員       事務局に確認したいのですが、委員の数というのは決まっているのですか。

議事調査課長   委員の定数も改選後に各派代表者会議なり世話人会の中でその都度、決めていただいているのが現状です。

久保委員       「各会派から」という文言が抜けると、場合によっては参加できない会派も来年度から出てくることになるのだろうと思いますが、そういう認識でよろしいですか。

座長           それは現時点でも同じです。そういう認識になるといふふうに理解してください。

村石委員       座長はそういう認識だと言われましたけれども、議会改革というのは全ての議員が拘束されるわけです。そういう意味では全会派から委員を選ぶというのが原則的な考え方だと私

は理解しています。

座長

全会派から選ぶという意見はいいのですが、議会改革検討調査会は何も拘束するものではありません。村石委員は全会派だという意見を出されました。そうするとこの改正案というのは……。今の意見も含めてこの改正案で問題ないか、事務局に確認します。

議事調査課長

過去からの経緯を見ますと、発足時は全部の会派から委員が出ていたことから「各会派」としていましたが、その後いろいろと改正がありまして、いわゆる交渉会派一何人以上の会派から委員を選ぶというような時期もかなり長い間続いていたようです。したがって、各会派というのは交渉会派で、委員を出せる交渉会派に限って議長が選ぶというような解釈を当時はしていたと考えられます。

前回の改選後に定数を14人にしたことによって全会派から委員を出せるようなになったわけですけれども、現状このように一人会派がたくさん増えてしまって、今は各会派、いわゆる全会派から出ていない状況になっています。ですので、各会派という言葉を取ることによって、どういう状況になろうとも柔軟に対応できるのではないかとということで、各

会派という言葉を取ったらどうかということで御提案させていただいたところでございます。

座長                    そちらの意味で柔軟ということで、全会派になる場合もあるし、ならない場合もあるということです。

久保委員              座長のほうから議長に意見があったということをお伝えさせていただきたいのですが、今一人会派が大変増えています。定数を14のままにしますと、来年度もしも委員の入替えがあった場合に全会派を入れるとすると、減らせるのはもう自民党会派しかないわけです。現在、新しい会派が3つできて本委員会に参加されていない会派もあります。

そうなると民意で選ばれた会派の構成というものと、本調査会の構成員のバランスが大変悪くなってしまふところも懸念されますので、この点に関して私からの意見として、まず定数を守るのであれば、会派構成については全会派ではなくそれに見合った数にさせていただきたいです。もしも全会派にするために定数を増やすということであれば、議論が14人でも大変発散をしていくので、私は人数を絞った上で、10人なら10人というスタンス

のほうが議会改革を進めていく上ではスムーズな議論ができるのではないかと考えております。そういった意見があったということを経験に伝えていただければと思います。

座長 今まで本調査会では何度か規程の改正をしておりますが、本調査会内で改正している場合とそうでない場合があります。この改定については、柔軟に捉えたということで、なおかつ今の久保委員のような意見もあるということ踏まえて、改正そのものは今の状況を踏まえるということで、改正してもよろしいですか。

泉委員 もう1点だけ。今の久保委員の話とほぼ同様ですけれども、常々疑問を持っているのですが、会派の定義がよくわかりません。政務活動費を使うために一人会派を認めていますが、委員会の審査となると何名までの会派なのか。そういったものが定義されているのか。市議会で会派の定義は何かあるのですか、事務局に確認します。

議事調査課長 地方自治法等では会派の定義は実はございません。ただ、会派はやはり同じ考えを持った政策集団と言われておりますので、2人以上

というのが解説本などには定義として出ております。一人会派はあくまでも例外的なものだというような解釈をされております。

さきにも話が出ましたが、会派の在り方、定義については富山市議会の中でも議会運営委員会の中で協議していくというふうになっておりますので、今年度はそういった協議はされませんでした。来年度、次の改選までにはこのことについて議会運営委員会の中で協議されるのではないかとというふうに考えております。

（「了解しました」と発言する者あり）

座長

今回2つの改正があるわけですが、まず、第11条の「同一内会派からのみ、」ということは現状でもそうだったわけですが、これを追加することで明確にするということが1点。次に、第3条の「各会派から」ということについては、これも逆に、各会派からと決めてあるとどちらかということと全会派から出てこなければならないということが規定されるかもしれないということの判断にならないように、柔軟にするものです。

この改正について決めたいと思いますが、よろしいですか。

松尾委員

今言っておられる第3条の「各会派から」という文言を抜くというのは、現行に即していないことと柔軟に対応するためという、ただそれだけ—それだけと言ったら変ですが、そのためにその文言を抜くわけであって、それ以上の様々なことは各派代表者会議などで決めることです。今はそのために抜くということで、現状に即した規定にしようという意味なのですよね。

座長

そのとおりであります。私の説明が下手で申し訳ありませんでした。

現状だと固定化してしまうということですので、その部分を現状に即した形にするということでもあります。

このことについて、賛成される方は挙手していただけますか。

〔賛成者挙手〕

座長

賛成多数で決定させていただきます。

最後に、本日の「議員間討議の制度化について」を協議したことにより、各会派から提案されておりました全ての検討項目について、一度、本調査会で協議を行ったことになることを御報告させていただきます。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。  
本日の協議結果につきましては、私から議長  
に報告することといたしますので、御承知お  
き願います。

これをもって、本日の議会改革検討調査会を  
閉会いたします。

令和2年3月2日

議会改革検討調査会記録署名

座 長 江 西 照 康

署名委員 松 尾 茂

署名委員 尾 上 一 彦